

新版 指導要文集

しんぱん

しどうようもんしゅう

だいいっしょう

しんじん

きほん

第一章 信心の基本

ほうぼう

謗法のいましめ

ほうぼう　もう　いはい　ぎ　ずいき　もう　ずいじゆん　ぎ  
謗法と申すは違背の義なり。随喜と申すは随順の義な  
り。

(しょうほっけだいまくしやう)  
001 唱法華題目抄

ほうぼう　謗法のいましめ 6 ページー 9 行

ほうぼう　ほけきやう　そむ　ずいき  
謗法というのは、(法華經に) 背くことであり、随喜というのは、

ほけきやう　おし  
(法華經の教えに) したがうことです。

そ 夫れ、 しゃか 釈迦の 以前、 ぶつきょう 仏教はその つみ 罪を 斬るとい えども、  
のうにん 能忍の 以後、 経説は 則ちその せ とど 施を 止む。

(002 立正安国論

りっしょうあんこくろん

ほうぼう

謗法のいましめ42ページー12行)

かつて仏法ぶつぽうに入いつて正しょうを偷ぬすんで邪じゃを助たすけ、八万はちまん・十二じゅうにの  
高たかきを推おして五千ごせん・二篇にへんの下ひくきに就つけ、もつて彼の典かの  
邪鄙じゃひの教おしえを積しゃくするを『尊とうときを摧くだいて卑いやしきに入いる』と  
名なづく

(005 開目抄かいもくしょう)

謗法ほうぼうのいましめ55ページー10行)

しよびよう なか ほけきよう ぼう だいいち じゅうびよう 諸病の中には法華経を謗するが第一の重病なり。諸薬

なか なんみようほうれんげきよう だいいち ろうやく の中には南無妙法蓮華経は第一の良薬なり。

ほっけしゅようしよう  
(008) 法華取要抄

ほうぼう 謗法のいましめ 155 ページー1 行

「ぼう 謗とは背そむくなり」等とううんぬん云々。法ほうに背そむくが謗法ほうぼうにてはある  
か。てんじん 天親のぶつしよろん 仏性論に云いわく「もし憎背ぞうはいせば」等とううんぬん云々。こ  
の文もんの心こころは、正しょうほう法を人ひとに捨すてさするが謗法ほうぼうにてあるな  
り。

(029 顕謗法抄  
けんほうぼうしやう)

謗法ほうぼうのいましめ 491 ページ 9 行

世間の罪よりも仏法の失によつて無間地獄に墮つる者数を  
せけん つみ ぶつぽう とが むけんじごく お ものかず  
しらず。

040 小乗大乘分別抄

しょうじょうだいじょうふんべつしょう

謗法のいましめ 636 ページー12行

ほうほう

じぎい

じぎよう

ぎよう

す

あとかた

あ

かくのごとく自在なる自行の行を捨てて、あとかた 跡形も有らざ

むみよう

もうぞう

ひがおも

こころ

じゆう

さんぜ

しよぶつ

る無明・妄想なる僻思いの心に住して三世の諸仏の

きようくん

そむ

たてまつ

くら

くら

い

なが

ぶつぼう

教訓に背き奉れば、冥きより冥きに入り、なが 永く仏法に

そむ

かな

かな

背くこと、かな 悲しむべし、かな 悲しむべし。

さんぜしよぶつそうかんもんききようそうはいりゆう

そうかんもんしよく

(049 三世諸仏総勘文教相廃立 (総勘文抄))

ほうぼう

謗法のいましめ 722 ページ 11 行

「失本心」

しつほんしん

とは、  
「謗法なり。」

ほうぼう

095

御義口伝

おんぎくでん

謗法のいましめ

ほうぼう

1052

ページー7行

されば、ぶつぽう 仏法を習わん人、ひと 後世をねがわん人は、ほっけひぼう 法華誹謗  
おそ をおそるべし。

(しゅじゅおんふるまいごしよ 107 種々御振舞御書

ほうぼう 謗法のいましめ  
1244 ページー16 行)

ほうぼう せ じょうぶつ ねが ひ なか みず もと みず  
謗法を責めずして成仏を願わば、火の中に水を求め、水

なか ひ たず  
の中に火を尋ぬるがごとくなるべし。はかなし、はかな

し。いかに法華経を信じ給うとも、謗法あらば必ず地獄

墮 漆 せん 杯 かに あしひと い  
におつべし。うるし千ばいに蟹の足一つ入れたらんがごと

し。どっけ ふか い ほんしん うしな ゆえ  
「毒気は深く入って、本心を失えるが故に」はこれな

り。

そやどのごへんじ じょうぶつようじんしょう  
(165 曾谷殿御返事 (成仏用心抄))

ほうぼう  
謗法のいましめ 1435 ページ 3 行

ほうぼう じょうぶつ ねが ひ みず  
謗法をせめないで成仏を願うことは、あたたかも火のなかに水を

もと みず

ひ

求め、水のなかに火をたずねるようなもので、はかないかぎりです。

ほけきよう しん

ほうぼう

じごく

どのように法華経を信じていても、謗法があればかならず地獄におち

うるしせんばい

かに

あし

ひと

るのです。それはちようど漆 千杯に蟹の足を一ついれることによ

うるし

こうりよく

おな

ほけきよう

つて、漆の効力がゼロになってしまふのと同じことです。法華経

じゆりようほん

どつけ

ふか

はい

ほんしん

寿量品にある「毒気が深く入って本心を失う」とあるのはこのこ

とです。

ぜんしゆう

もう

だいじゃほう

ねんぶつしゆう

もう

しょうじゃほう

しんごん

もう

禅宗と申す大邪法、念仏宗と申す小邪法、真言と申す

だいかくほう

あくしゆう

鼻

いっごく

盛

大悪法、この悪宗、はなをならべて一国にさかんなり。

そやどのごへんじ

りんだおう

こと

(167 曾谷殿御返事 (輪陀王の事))

ほうほう

謗法のいましめ 1446 ページ 5 行

世間の学匠は法華經に余行を雜えても苦しからずと思え  
り。日蓮もさこそ思い候えども、經文はしからず。

(170 秋元御書

謗法のいましめ 1458 ページ 5 行

ほうぼう いた せんじん

ただし、謗法に至って浅深あるべし。偽り愚かにして、

いつわ おろ

責 とき

せめざる時もあるべし。真言・天台宗等は法華誹謗の

しんごん てんだいしゆうとう ほっけひぼう

もの 甚 かしやく

者、いとう呵責すべし。

だいちえ もの

しかれども、大智慧の者ならでは日蓮が弘通の法門分別

にちれん ぐつう ほうもんぶんべつ

差置

しがたし。しかるあいだ、まずまずさしおくことあるな

りっしょうあんこくろん

り。立正安国論のごとし。

言 言 じゆうざいまぬか がた い つみ 免

いとうといわざるとの重罪免れ難し。云つて罪のまぬか

み お 戒

るべきを、見ながら、聞きながら、置いていましめざるこ

げん に にとく やぶ だいむじひ しょうあん

と、眼・耳の二徳たちまちに破れて大無慈悲なり。章安

い じな いつわ した すなわ かれ あだ  
云わく「慈無くして詐り親しむは、即ちこれ彼が怨な

り」等云々。  
とうらんぬん

じゆうざいししようめつ りやく こころ 然  
重罪消滅しがたし、いよいよ利益の心もつともしか

るべきなり。軽罪の者をばせむる時もあるべし、またせ  
きようざい もの 責 とぎ 責

めずしておくも候べし。自然になおる辺あるべし。せめ  
置 そうろう じねん 直 へん 責

て自他の罪を脱れて、さてゆるすべし。その故は、一向  
じた つみ のが 許 許え いっこう

誹法になれば、まさされる大重罪を受くるなり。「彼がため  
ほうぼう 勝 だいじゆうざい う かれ

に悪を除くは、即ちこれ彼が親なり」とは、これなり。  
あく のぞ すなわ かれ おや

ほうぼう  
謗法のいましめ  
1729 ページ 17 行

あいかま  
あいかま  
ちから  
ほうほう  
責  
たも  
相構えて相構えて、力あらんほどは謗法をばせめさせ給  
うべし。

(  
262  
阿仏房尼御前御返事

あぶつぼうのあまごぜんごへんじ

ほうほう  
謗法のいましめ

1731 ページ 12 行

ぜん  
善なれども、  
だいぜん  
大善をやぶる小善は、  
しょうぜん  
悪道あくどうに墮おつるなるべ  
し。

(  
296  
なんじょうひょうえしちろうどのごしよ  
南条兵衛七郎殿御書

ほうほう  
謗法のいましめ  
1827  
ページー13行

ある人ひとこれを分わかちて云いわく、先さきに悪因あくいんを列つらね、次つぎに悪果あつか

を列つらぬ。悪因あくいんに十四じゅうしあり。一いちに憍慢きょうまん、二にに懈怠けたい、三さんに

計我けが、四しに浅識せんしき、五ごに著欲じゃくよく、六ろくに不解ふげ、七しちに不信ふしん、八はちに

颯ひんしゆく、九くに疑惑ぎわく、十じゅうに誹謗ひぼう、十一じゅういちに軽善きょうぜん、十二じゅうにに憎ぞう

善ぜん、十三じゅうさんに嫉善しつぜん、十四じゅうしに恨善こんぜんなり。この十四誹謗じゅうしひぼうは

在家ざいけ・出家しゅつけに亘わたるべし。恐おそるべし、恐おそるべし。

374 松野殿御返事まつのだのごへんじ (十四誹謗じゅうしひぼうの事こと)

1987 誹法ほうぼうのいましめ ページ13行

ある人ひと (慈恩じおん) は、この悪あくの数かずを分わけて、次つぎのように説といていま

ほうぼう よういん

つぎ あっか

あく

す。「さきに謗法の要因をならべ、次に悪果をあげている。まず悪の

いん じゅうし いち きようまん ぞうじようまん まんしん こころ

因には十四ある。一に驕慢（増上慢、慢心の意。おごりたか

ぶつぼう

に けたい ぶつどうしゆぎよう

ぶつて仏法をあなたどるること）、二に懈怠（仏道修行をなまけるこ

さん けいが がけん じぶん

かんが

ぶつぼう

おし

はんだん

と）、三に計我（我見、自分のかつてな考えで、仏法の教えを判断

し せんしき

ぶつぼう

どうり

ひぼう

すること）、四に浅識（仏法の道理がわからないのに、誹謗するこ

ご じゃくよく よくぼう

ぶつぼう

もと

ろく

と）、五に箸欲（欲望にとらわれて、仏法を求めないこと）、六に

ふげ ぶつぼう おし

しち ふしん

ぶつぼう

しん

不解（仏法の教えをわからうとしなないこと）、七に不信（仏法を信

はち ひんしゆく

ぶつぼう

ひなん

く

ぎわく

ぶつぼう

じないこと）、八に顰蹙（仏法を非難すること）、九に疑惑（仏法

おし うたが

まよ

じゆう

ひぼう

ぶつぼう

わるくち

の教えを疑つて、迷うこと）、十に誹謗（仏法をそしり、悪口を

じゅういち けいぜん ぶつぼう しん

ひと けいべつ

いうこと)、十一に軽善（仏法を信じている人を軽蔑し、ばかに

じゅうに ぞうぜん ぶつぼう しん

ひと にく

すること)、十二に憎善（仏法を信じている人を憎むこと)、

じゅうさん しつぜん ぶつぼう しんじゃ おんしつ

わごうそう やぶ

十三に嫉善（仏法の信者を怨嫉すること。和合僧を破るはたら

じゅうし こんぜん ぶつどう しゅぎよう もの

きをすること)、十四に根善（仏道を修行する者をうらむこと)

じゅうしひぼう ざいけ しゅつけ りようほう

である」と。この十四誹謗は、在家・出家の両方にわたるのであ

ほうぼう つみ おそ

り、まことにこの謗法の罪は恐れなければなりません。

いかなる智者・聖人も無間地獄を遁るべからず。またそれにもちか近づくべからず。与同罪、恐るべし、恐るべし。おそ

(400) 新池御書

ほうぼう  
ほうぼうのいましめ 2065 ページ 9 行

（ほうぼう 謗法の者は）もの どのような智者、聖人も、無間地獄の苦しみがのが 逃れることはできません。またそれらの人に近づいてはなりません。またそれらの人に近づいてはなりません。よどうざい 与同罪（同じ罪をとものにうけること）を恐るべきです。おそ

ほうぼう　もう　つみ　われ　知　ひと　とが　おも  
謗法と申す罪をば、我もしらず、人も失とも思わず、ただ  
ぶつぼう　習　たつと　おも　そうろう  
「仏法をならえば貴し」とのみ思つて候ほどに、この  
ひと　ひと　従　でしだんなとう　むけんじごく　お  
人も、またこの人にしたがう弟子檀那等も、無間地獄に墮  
つることあり。

409　みようほうびくにごへんじ  
妙法比丘尼御返事

ほうぼう  
謗法のいましめ  
2107 ページ7行